

渋川市にぎわい創出イベント補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域のにぎわいを創出し、地域の活力を高めることを目的として、各種イベントを実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

項 目	内 容
補助対象事業	計画時において多数の集客が見込まれるイベントであって、参加者を限定しない地域の活性化に資するもの又は地域の特色である食材をテーマとしたもの。ただし、次に掲げるものは除く。 (1) 政治及び宗教活動を目的とするもの (2) 営利を目的とするもの (3) その他市長が不相当と認めたもの
補助対象者	補助対象事業を実施する団体で、次に掲げる条件の全てに該当する者とする。

	<p>(1) 公序良俗に反する活動を行う者でないこと。</p> <p>(2) 構成員が3人以上であること。</p> <p>(3) 構成員の半数以上が市内に在住、在勤又は在学していること。</p> <p>(4) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>※ 団体とは、生産者団体、NPO法人のほか、法人格の有無を問わず生産者、商業者、市民等で構成された団体、グループ等をいう。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>補助対象事業に要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 交際費（慶弔費を含む。）</p> <p>(2) 関係者の飲食に要する経費</p> <p>(3) 備品購入費</p> <p>(4) 証拠書類により補助対象者が支払ったことを確認することができない経費</p> <p>(5) その他補助対象事業に要する経費として市長が不相当と認めた経費</p>
<p>補助金の額</p>	<p>補助対象経費から他の公共的団体等の補助金等を差し引いた額に2分の1（イベントの実施場所が第2次渋川市中心市街地活性化プランにおける中心市街地内の場合は、10分の10）を乗じて得た額とし、1つの補助対象事業につき、100千円を限度とする。</p>